

令和元年 7 月

定 例 会 議 事 録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和元年7月19日(金) 午前9時00分～10時20分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1番	木下	得代	2番	大原	眞路(会長職務代理)
3番	三木	洋一	4番	川田	一博
5番	吉田	宏明	6番	山下	恭生
7番	松下	良夫	8番	井上	賀博
9番	岡野	孝文	10番	村井	孝彦
11番	中村	康男(会長)	12番	藤本	俊彦
13番	宮本	賢一	14番	猪熊	幸雄
15番	國重	幸代	16番	穴吹	秀雄
17番	梶野	和幸	18番	大西	和男

欠席委員

なし

傍聴推進委員

6番 中西 格

14番 濱崎 郷廣

農業委員会事務局出席者

事務局長	細川	英樹
事務局次長	黒木	弘美
事務局書記	飯尾	祐美

議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	6件	田 畑	3,253 m ² 5,198 m ²
第2号議案	農地法第4条許可申請	3件	田 畑	1,283 m ² 1,150 m ²
第3号議案	農地法第5条許可申請	9件	田 畑	3,420 m ² 310 m ²
第4号議案	非農地証明願	件	田 畑	m ² m ²
第5号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑	m ² m ²
第6号議案	農用地利用集積計画書	27件	田 畑	42,391 m ² 4,964 m ²
第7号議案		件	田 畑	m ² m ²
第8号議案	地籍調査に基づく地目変更について	105件	田 畑	m ² m ²
第9号議案	農業経営改善計画認定申請	1件	田 畑	m ² m ²
第10号議案	「令和2年度 農地等の利用の最適化の推進に関する改善意見」について		田 畑	m ² m ²
報告第1号	合意解約	4件	田 畑	2,769 m ² 198 m ²
合 計		155件	田 畑	53,116 m ² 11,820 m ²

令和元年 7 月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

定刻が参りましたので、只今より 7 月の定例会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第 1 号議案から第 10 号議案まで、合計 151 件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員 18 名中 18 名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

早速ですが、議案の訂正があります。第 1 号議案 6 番譲渡人の住所を入船町に訂正願います。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

おはようございます。今年は梅雨入りが遅れたぶんいつもより雨が続いております。その様な状況の中、農業委員の皆様はお忙しいところ定例会にご出席いただきありがとうございます。

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を 8 番の井上委員さんと 9 番の岡野委員さんのお二人にお願いいたします。

次に、今月の現地調査につきましては、5 番の吉田委員さん、6 番の山下委員さん、7 番の松下委員さんと私で、7 月 18 日（木）に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」6 件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

書記

それでは第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」6 件についてご説明いたします。

1 番、・・・、面積 1,067 m²。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

2 番、・・・、面積 1,125 m²。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

3 番、・・・、面積 計 2,071 m²。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

4 番、・・・、面積 2,116 m²。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

5 番、・・・、面積 1,137 m²。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

6番、・・・、面積 935㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

本日の案件6件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。よろしくご審議お願いいたします。以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」6件のうち、5番については木下委員さんが関係者でありますので、審議中は退室していただくこととなります。

まず1番から4番および6番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

続いて5番について審議を行いますので、木下委員さんには退室をお願いいたします。

(木下委員 退室)

会長職務代理

5番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

(木下委員 入室)

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」6件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第2号議案「農地法第4条許可申請」3件を議題に供します。

なお、第2号議案の1番、2番については現地調査を実施しておりますので、5番吉田委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

吉田委員

それでは、第2号議案「農地法第4条許可申請」1番、2番の現地調査報告をさせていただきます。

1番、・・・、面積 272㎡。【議案読み上げ】

第3号議案 5番、6番に関連しています。

加茂小学校から西へ約300mに位置。

無断転用の有無 有

転用目的 通作路 用地

申請理由 隣接する農地の耕作環境を改善し、利用効率を高めるため。また、昭和60年頃より進入路として整備されており、無断転用を解消するため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地へ

の影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

2番、・・・、面積1,011㎡。【議案読み上げ】

「山樋公民館」から東に約300mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 太陽光発電設備 用地

申請理由 申請地の東側に用途廃止された溜池がある。以前より湧き水があったが、溜池の用途廃止後も軟弱地盤により耕作が難しく、太陽光発電設備を計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な経済産業省の設備認定通知書の写しの提出がある。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま吉田委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局次長

それでは、第2号議案「農地法第4条許可申請」についてご説明いたします。1番、2番については吉田委員さんのご説明どおりです。

3番、・・・、面積1,150㎡。【議案読み上げ】

「川津小学校」から北東に約200mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 太陽光発電設備 用地

申請理由 申請者は、以前から当該申請地近くで太陽光発電事業を行っており、自然エネルギーの活用及び収益面から当該申請地に太陽光発電設備を計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な経済産業省の設備認定通知書の写しの提出がある。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案「農地法第4条許可申請」3件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第4条許可申請」3件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」9件を議題に供します。

なお、第3号議案の4番、5番、6番、7番については現地調査を実施しておりますので、6番山下委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

山下委員

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」4番、5番、6番、7番の現地調査報告をさせていただきます。

4番、・・・、面積 142 m²。【議案読み上げ】

綾川にかかる新川尻橋から北へ約 300mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 資材置場

申請理由 譲受人は建築業を営んでおり、申請地西隣接地を資材置場・作業場として利用しているが、敷地が狭く不便なため用地を探していたところ、今回、所有者と話がまとまったため。

農地の区分 農用地からの除外申請により、周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

5番、・・・、面積 191 m²。【議案読み上げ】

第2号議案1番と、第3号議案6番と関連があります。

加茂小学校から西へ約 300mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 宅地拡張

申請理由 現在6人で居住しており、駐車場が不足していたため、用地をさがしていたところ、今回、所有者と話がまとまったため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

6番、・・・、面積 70 m²。【議案読み上げ】

加茂小学校から西へ約 300mに位置。

無断転用の有無 有

転用目的 資材置場

申請理由 譲受人は電気工事業を営んでおり、自宅敷地にある資材置場が手狭になっているので、実家に隣接しているこの申請地に新たな資材置場を計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

7番、・・・、面積 計1,368㎡。【議案読み上げ】

国道11号線と県道33号線との交差点から 東へ約500mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 駐車場

申請理由 譲受人は議員であり、300m離れたところに後援会事務所があります。車で参加する人が増え、駐車場スペースが不足しているため、用地を探していたところ、今回、所有者と話がまとまったため。

農地の区分 都市計画法により用途が準工業地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま山下委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局次長

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。

4番、5番、6番、7番につきましては、山下委員さんのご説明どおりです。

1番、・・・、面積 237㎡。【議案読み上げ】

香川県立坂出工業高校から、東へ約300mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 太陽光発電設備 用地

申請理由 太陽光発電事業を拡大するため、計画しました。

農地の区分 都市計画法により用途が第一種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な経済産業省の設備認定書類の提出もある。

2番、・・・、面積 計365㎡。【議案読み上げ】

下川津緑地公園の西に位置します。

無断転用の有無 無

転用目的 分家住宅

申請理由 借人は現在アパートに住んでいますが、実家のすぐ近くで、父所有の本申請地に住宅を建築することを計画したため。

農地の区分 都市計画法により用途が第一種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

3番、・・・、面積 計884㎡。【議案読み上げ】

木沢集会所から南西へ約300mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 太陽光発電設備 用地

申請理由 譲受人は、太陽光発電事業を拡大するため計画しました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な経済産業省の設備認定書類の提出もある。

8番、・・・、面積 441㎡。【議案読み上げ】

第3号議案9番と関連があります。

瀬戸中央自動車道の坂出インターチェンジから東へ約100mに位置します。

無断転用の有無 無

転用目的 住宅

申請理由 借人は現在アパートに住んでいますが、実家の隣で祖父所有の本申請地に住宅を建築することを計画したため。

農地の区分 都市計画法により用途が準工業地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

9番、・・・、面積 32㎡。【議案読み上げ】

瀬戸中央自動車道の坂出インターチェンジから東へ約100mに位置します。

無断転用の有無 有

転用目的 宅地拡張

申請理由 平成9年に住居を新築し、平成10年にブロック塀と車庫を建設したところが農地であり、無断転用を解消するものです。

農地の区分 都市計画法により用途が準工業地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認でき

る。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」9件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

三木委員

7番について、併用地が広いのですが、まだ駐車場が不足しているのですか。

事務局次長

併用地には、後援会事務所とは関係ない資材置場も含まれています。現在、駐車場として約40台分がありますが、あと約40台分が不足しており駐車場を拡張するものです。

三木委員

選挙時には必要かもしれませんが、常時必要でなければ一時転用も考えられます。常時有効に利用されるということですか。

事務局次長

選挙時以外にも皆さんが集まる機会があると聞いております。

村井委員

太陽光発電設備が4条と5条申請で4件あります。これは造成地がたくさん出来ることになり、事務局はこの傾向をどのように考えていますか。太陽光発電設備は経済産業省の認可行為ですが、四国電力との契約はどうなりますか。

事務局次長

四国電力との契約の後に、経済産業省の認可になります。

事務局長

太陽光発電設備はコンスタントに申請があり、四国電力との契約が結ばれている以上、四国電力からするとまだ契約の余裕があるかと思われます。太陽光発電設備のパネルや資材の費用と売電価格を考慮した場合の個別の収支については回答いたしかねます。国の施策としては、再生可能エネルギーを普及させようとしていますので、しばらくは太陽光発電設備の申請が出てくるのではと考えております。

村井委員

農地として利用すべき優良な農地は残して、山間丘陵地で農地としては使いにくい場所で太陽光発電ができるなら有効に利用していただく等、我々農業委員としては優良な農地は農地として残したいと考えています。

事務局長

制度としては、農地として守るべき土地は農業振興地域の農用地になっており、農地転用するには、農業振興地域からの除外手続きが必要になりますので、制限をかけています。しかし、農業委員さんや推進委員さんはその地域の状況をよくお分かりになっていると思いますので、優良な農地を売りたい方がいる場合や耕作を続けたい方が丘陵地を耕している場合もありますので、農地利用について皆様のお力を期待するところでございます。

梶野委員

1番について、面積が237㎡ですが太陽光発電設備として狭くないですか。

事務局次長 併せ利用地が抜けていました。併せ利用地が 319.28 m²あります。

梶野委員 200 坪足らずでも商業ベースにのるなら、太陽光発電をするのですね。

事務局長 ご指摘をいただいての、議案訂正となりますが 3 号議案 1 番の転用目的に「併せて利用する土地 319.28 m²」を記載してください。

会長職務代理 他に何かありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」9 件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第 6 号議案「農用地利用集積計画書」27 件を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

書記 それでは第 6 号議案「農用地利用集積計画書」27 件についてご説明します。
今月は新規に農地の貸借をする案件が 13 件、更新が 5 件、再設定が 9 件で、そのうち認定農業者による利用権設定の締結が 5 件となっております。

以上、農用地利用集積計画書 27 件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いします。以上です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第 6 号議案「農用地利用集積計画書」27 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第 6 号議案「農用地利用集積計画書」27 件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第 8 号議案「地籍調査に基づく地目変更」についてを議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長 それでは第 8 号議案「地籍調査に基づく地目変更」105 件についてご説明いたします。

平成 30 年度に産業課地籍調査推進室が地籍調査を行った結果、現況が農地でないものです。登記簿上で農地を変更する場合の業務上の取り扱いとして、農業委員会に通知をすることになっています。参考資料として、議案 25 p に「地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定について」の国土庁からの通知を載せております。

今回の対象地は、江尻町字江尻新開、昭和町一丁目、久米町二丁目です。

(議案に基づき説明)

本市では平成25年度から産業課地籍調査推進室において地籍調査を実施しており、一筆ごとの土地の境界地目地積等を確認し、法務局への登記を行っております。
以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第8号議案「地籍調査に基づく地目変更」について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

穴吹委員 調べた結果ですが、これは自動的に変更になるのですか。

事務局長 地籍調査推進室が手続きを進めます。

山下委員 手続き上、農業委員会にかけることになっているのですね。

事務局長 農業委員会に通知することになっていまして、地籍調査推進室より出ております。今回、旧市街化区域辺りの地籍調査ですので影響は少ないと思われませんが、平成31年度では、江尻町、林田町方面で海岸線を東に向かって地籍調査する予定と聞いております。

今後は農地が多数出てくると思われますので、ご注意いただき地籍調査推進室からの地籍調査に関する案内がありましたら、積極的にご参加いただけたらと思います。

山下委員 通常は農地転用するには許可申請が必要ですが、地籍調査の場合は必要ないのですか。

事務局長 ご指摘のとおり、農地法に基づく農地転用をする場合は許可申請が必要ですが、今回は国土調査法に基づく地籍調査となります。この地籍調査は、原則的に土地の現況により地目を認定することとされています。地籍調査の結果、地目、面積、公図に分筆線が入る等の修正が行われます。

村井委員 農業委員会が関与しないのであれば、地籍調査を淡々と行い法務局が登記簿を修正するのでご承知おきくださいということなら分かるのだが、国土庁の通知に書いてはいるけれど、なぜ農業委員会に通知を行い、農業委員会に照会をするのかが分かりかねます。

三木委員 不動産登記法では、地目変更登記を申請するのに、原則、農地転用の許可とかは法定添付書類ではありませんが、添付せずに申請した場合は農業委員会に照会が行われます。無秩序な転用を防ぐためです。地籍調査は、農地法との調整を行っていると思われま。

梶野委員 土地改良区の賦課金も変わってきます。

事務局長 農業委員会が知らない間に農地が変わってしまうことは、各方面に影響がありますので通知をするとか、疑義がある場合には照会を行うのだと思います。

村井委員 現地調査により、農地の広さや形が変わることは農業委員として知っておくべきだと思います。該当地の農業委員さんをご承知おきくださいということで、今後、現地調査が広がると、その様な現象が起りうるということではないのですか。

事務局長 その通りです。

会長職務代理 他に何かありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第8号議案「地籍調査に基づく地目変更」105件につきまして原案どおり承認し、市地籍調査推進室に対し異議ない旨の回答をしていくことといたします。

続いて第9号議案、「農業経営改善計画の認定申請」を議題に供します。事務局に説明を求めます。

事務局長 農業経営改善計画の認定申請は、今回1件提出されておりこれは新規でございます。この改善計画は中讃農業改良普及センターの指導のもとに作成されたもので、今月の5日に開催されました坂出・宇多津地域農業再生協議会の担い手部会において承認を受けており、農業委員会の意見を坂出市から求められたものであります。

申請の概要を26ページにまとめており、27ページと28ページが申請書の写しとなっております。

(議案に基づき説明)

以上で説明を終わります。

会長職務代理 事務局の説明がございましたが、第9号議案について何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第9号議案「農業経営改善計画認定申請」1件については、審査の結果適当である旨の意見書を市長宛てに提出することと致したいと思います。

続いて、第10号議案「令和2年度 農地等利用の最適化の推進に関する改善意見」についてを議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、第10号議案「令和2年度 農地等利用の最適化の推進に関する改善意見」について説明をさせていただきます。

先日、農業委員さん農業推進委員さんに、「令和2年度農地等利用の最適化の推進に関する改善意見」のご提出をお願いしたところ、9名の方からご意見がありましたので、主なものについて記載しております。

(議案に基づき説明)

以上で説明を終わります。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第10号議案「令和2年度 農地等利用の最適化の推進に関する改善意見」について なにかご意見・ご質問ございませんか。

各委員

【なし】の声あり

会長職務代理

それでは第10号議案「令和2年度 農地等利用の最適化の推進に関する改善意見」については、ただいま意見交換した内容について、ご意見を事務局の方で取りまとめて、県農業会議に送付することといたします。

以上で、本日の農地法等許可申請および農政関係の議案の審議を終了します。

続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件についてです。

事務局の説明を求めます。

書記

それでは、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積198㎡。【議案読み上げ】

2番、・・・、面積1275㎡。【議案読み上げ】

3番、・・・、面積357㎡。【議案読み上げ】

4番、・・・、面積1137㎡。【議案読み上げ】

本件は第1号議案5番と関連しています。

以上、農地法第18条合意解約の届出についての説明です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件について、なにかご質問はありませんか。

三木委員

合意解約は、利用権設定をしたときのみできるのですか。

書記 利用権設定だけではなく、3条申請の貸借や永小作権の解消についても合意解約が可能です。

山下委員 話が別になりますが、太陽光発電設備を実施する場合に、所有権を移転せずに土地を発電会社等が借りて実施する場合の土地の管理は借主がするのですか。貸人の方より、借人である太陽光発電をする業者が管理をしてくれないと話を聞きました。

事務局長 個別の案件となりますが、通常は契約を交わすときに、農地を復元して返すとか更地にして返すとかの詳細を契約の中で決めていると思いますし、契約を履行するという前提で契約されていると思います。しかし、時々、問題として聞くことがあります。借主の業者が倒産した場合の賃料の問題や残骸の処分の問題等がニュースになるケースがあります。

会長職務代理 他に何かありませんか。

各委員 【なし】の声あり

会長職務代理 特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件を受理し、処理してまいります。
その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局長 (事務局からの連絡事項等)
※農地利用状況調査について

会長職務代理 それでは、これもちまして7月の定例会を閉会致します。
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

10時20分終了

令和元年7月19日